

板橋区幼稚園保育支援員設置要綱

(令和3年11月18日区長決定)

(目的)

- 第1条 この要綱は、板橋区立幼稚園に通う支援を必要とする幼児に対し、幼稚園における集団生活の安全を確保し、必要な支援及び東京都板橋区立幼稚園条例第4条第2項に定める預かり保育（以下「預かり保育」という。）の運営を行うため、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第41号）に基づき、幼稚園保育支援員の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 幼稚園保育支援員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(職務)

第2条 幼稚園保育支援員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 支援を必要とする幼児の安全確保に関すること。
- (2) 支援を必要とする幼児の集団生活上の支援に関すること。
- (3) 学級の運営の補助に関すること。
- (4) 預かり保育の運営に関すること。
- (5) 保育、行事等の準備補助及び片付け業務に関すること。
- (6) その他教育委員会が特別に認める業務

(設定数)

第3条 幼稚園保育支援員の設定数は、18人とする。

(任用)

第4条 幼稚園保育支援員は、次の各号に該当する者のうちから、選考により区長が任用する。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく幼稚園教諭免許状（以下「免許状」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育士資格（以下「資格証明」という。）を有する者
 - (2) 過去1年以内に胸部X線検査で「異常なし」と診断されている者
- 2 任用に当たっての選考の方法は、教育委員会事務局次長が別に定める。
- 3 幼稚園保育支援員の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
- 4 幼稚園保育支援員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

(任用決定者の提出書類)

第5条 幼稚園保育支援員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 免許状、資格証明又はこれらに類する証明書の写し
- (3) 健康診断書
- (4) その他教育委員会事務局学務課長（以下「課長」という。）が必要と認める書類

(任期)

第6条 幼稚園保育支援員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとする。

- 2 区長は、幼稚園保育支援員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

第7条 幼稚園保育支援員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

第8条 幼稚園保育支援員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和35年板橋区条例第15号）の定めるところによる。

(服務)

第9条 幼稚園保育支援員の服務は、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第10条 幼稚園保育支援員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 勤務日数は原則月 20 日以内とし、勤務日は、板橋区立幼稚園の園長（以下「園長」という。）が定める。

(2) 勤務時間及び勤務時間の割り振りは、別表のとおりとし、園長が定める。

(3) 週休日は、園長が定める日とする。

2 前項に定めるもののほか、幼稚園保育支援員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第 40 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

(勤務場所)

第11条 幼稚園保育支援員の勤務場所は、課長が定める。

(休暇等)

第12条 幼稚園保育支援員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第13条 幼稚園保育支援員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 17 号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 14 号）等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第14条 幼稚園保育支援員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第 21 号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第 39 号）の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第15条 幼稚園保育支援員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第16条 幼稚園保育支援員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところによる。

(研修)

第17条 幼稚園保育支援員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断等)

第18条 幼稚園保育支援員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和 59 年板橋区規則第 10 号）の定めるところによる。

(人事評価)

第19条 幼稚園保育支援員の人事評価については、板橋区人事評価規程（平成 8 年板橋区訓令第 20 号）の定めるところによる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、課長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日限り、板橋区幼稚園要支援児介助員設置要綱（令和元年 11 月 25 日区長決定）は、その効力を失う。

付 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

発 令 通 知 書

(氏 名)	
(所 属)	
(発 令 内 容)	
職 名	
任用期間	年 月 日から
	年 月 日まで
報 酬	
年 月 日	
発令権者 板橋区長	

勤務条件通知書

様 _____ 事業場名称・所在地 任命権者職氏名		年 月 日
契約期間	期間の定め有り（※）（ 年 月 日～ 年 月 日）	
就業の場所		
従事すべき業務の内容		
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 月火木金 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 水 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） ※その他変則あり 2 休憩時間（ 分） 3 所定時間外労働の有無（有・無） ○詳細は、板橋区幼稚園保育支援員設置要綱第10条	
休日	・定例日：毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日：週 月当たり 日、その他（ ） ○詳細は、板橋区幼稚園保育支援員設置要綱第10条	
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有 無） → か月経過で 日 2 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ）	
報酬	1 基本報酬・イ 月額（ ）円）、ロ 日給額（ ）円）、 ハ 時間額（ ）円） ニ その他（ ）円） ホ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ（ ）手当 円／：計算方法： ） ロ（ ）手当 円／：計算方法： ） ハ（ ）手当 円／：計算方法： ） ニ（ ）手当 円／：計算方法： ） 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超（ ）％、所定超（ ）％、法定内（ ）％ ロ 休日 法定休日（ ）％、法定外休日（ ）％、 ハ 深夜（ ）％ 4 報酬締切日－毎月 日 5 報酬支払日－毎月 日	
退職に関する事項	1 定年制（有・無） 2 自己都合退職の手続 ※東京都板橋区処務規程による 3 解職の事由及び手続 〔 〕	
その他	・社会保険の加入状況 厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他（ ） ・雇用保険の適用（有・無） ・その他（ ）	

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	1 契約更新の有無 〔自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない ・その他（ ）〕 2 契約の更新は次により判断する。〔・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ）〕
-------	---

別表(第10条関係) 幼稚園保育支援員勤務時間一覧表

勤務区分	曜日	三季休業中以外		三季休業中	
		勤務時間	勤務時間数	勤務時間	勤務時間数
1 早朝	月曜日、火曜日、水曜日 木曜日、金曜日	7時15分～9時15分	2時間	7時15分～9時15分	2時間
2 早朝以外	月曜日、火曜日 水曜日(月1回程度) 木曜日、金曜日	8時45分～14時15分	5時間30分	8時45分～14時15分	5時間30分
	水曜日(月3回程度)	8時45分～11時45分	3時間		
	月曜日、火曜日、水曜日 木曜日、金曜日	13時45分～18時45分	5時間	13時45分～18時45分	5時間
	土曜日、日曜日	参観日の場合は4時間、運動会の場合は5時間とし、勤務時間は園長が定める。			
3 多様な他者との関わりの機会の創出事業	火曜日、金曜日	8時45分～14時15分	5時間30分	8時45分～14時15分	5時間30分